

私たちの手で倫理規範づくりを



現場からの提言

私が倫理規範を考えるようになったきっかけ

私が児童クラブの職場に厚生員・指導員自身で倫理規範をつくるべきだと考えるようになったきっかけは、8年前に学校で自分の子どもがいじめられるということを経験したことでした。このとき担任の先生は私達がそのことを告げるまで気づいておらず、その後の一部始終も私にはとてもつらい経験でした。

かえりみたとき、その時々「なぜ」は、同じように大勢の子ども達と一緒に過ごす仕事をしている自分自身への問いであると気づきました。「同じような状況の中で、自分は気づくことが出来るだろうか」「子どものためにも思っていることが、かえって子どもを傷つけてはいないだろうか」など、その時の経験から、児童クラブの厚生員・指導員も単に法律や、一般的な社会道徳を守っていれば良い仕事ではなく、教師や看護婦などと同じようにその仕事についての独自の倫理規範を持つべき職業ではないかと考えるよう

になりました。

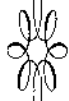
体験を通じて感じてきたことや思ってきたことを、あらたに非常勤職員を迎えるときをきっかけに同僚とまとめたものが、この『児童クラブ指導員の仕事をすることにあたって』最初にお読みください。』です。

児童クラブ指導員の仕事をすることにあたって
最初にお読みください。

これは、児童クラブの仕事をする方に最初にお伝えすることです。短い文ですが大切なことですので、よく読んで内容を理解するようになしてください。

* 次のことは必ず守ってください。

- ・ 子どもに暴力はふるわないでください。
- ・ 体型などへの侮蔑的な表現や人種・国籍・性・障害などについての差別的な言動など、子どもの人権を傷つけるようなことはしないでください。
- ・ 職場で知り得た個人・家庭に関する情報は、職場外に持ち出したり「外したりしない



いでください。学習や研究目的に使用する場合でも、特定される情報は本人に断りなく使用しないでください。

法と倫理

- ・ 法は、倫理の最小限です。
- ・ 法は社会の秩序を維持することに重きがおかれますが、倫理はどのような行為を選択するかという個人に属することに重きがおかれます。
- ・ 法は原則として外に現れた行為を取り上げ、規制します。倫理は、特に人間の内面的な意思を取り上げこれを規制します。
- ・ 法は国家（社会）によって制定され、強制力を持ちます。倫理は、本人の自覚・自律性に支えられた申し合わせです。

・子ども・保護者に特定の宗教・政党を宣伝したり批判したりしないでください。
*子どもへの対応には次のことを心がけてください。

・子どもをいたずらに興奮させるのではなく、落ち着いて自分の遊び・行動が出来るように援助してください。

・子どもの話は出来るだけ聞いてください。なお、子どもに何かを頼まれたり、約束するときは、確実に出来ることだけを約束するようにしてください。

・子どもから家族や家庭の状況をあれこれ聞



き出すことは避けてください。気づかずに子どもの心を傷つけることがあります。事情を聞く必要があるときや、子どもが自分から話し出すときは、子どもの心を傷ついたり詮索しないように配慮しながら聞いてあげてください。

・児童クラブに通う子ども達は、おもに低学年で、時には一人で留守番をしなければならぬ子ども達であるということを念頭において接してください。たとえば、あまり怖い話やオカルト的な話は、その場では大丈夫でも後でいろいろ心配事が起きる場合がありますから、避けるようにしてください。

・指導員から子どもに物やお金をあげたり、あげる約束をすることで子どもの心を引くようなことはしないようにしてください。子ども達にも、「お金のやりとりや物をあげたりもらったりすることで、友達関係を築くことはしない」ことの大切さを伝えてください。

職場から厚生員・指導員の倫理規範づくりを

法制化をきっかけにして児童クラブは増えつづけています。新しい厚生員・指導員も増えていくことになります。その一方で子どもを理解すること・指導することが年々難しくなってきたことも指摘されます。

子ども達と、一緒に過ごすその場・そのときには法律や道徳だけでは簡単に律しきれないことがたくさん起こります。厚生員・指導員は、その状況の中で自己の理性と責任で自らの言動を選択しなければなりません。経験だけに頼ったり場当たり的な指導のままでは、子どもを傷つけてしまうことにもなりかねません。

中央児童福祉審議会は、「放課後児童クラブにおいて子ども達の生活や遊びについて発達支援する職員については、児童の健全育成に關する適性や経験が求められるとともに、研修などの機会を設けることでその資質の向上を図っていくべきである」(中央児童福祉審議会基本部会中間報告1996年12月)と指摘しています。厚生員・指導員の資質の向上は、倫理に裏打ちされてはじめて生きたものになると思います。

それぞれの職場が、自分達の仕事のあり様を見なおして、自分達の手で児童館・児童クラブに働くものの倫理規範をつくっていきたいものです。この提起が、点から面へと輪になって広がることを望みます。

野中 賢治 (のなか けんじ)

岩手大学教育学部卒業

昭和50年から文京区の児童館・育成室(児童クラブ)の仕事に従事。その間、全国児童館保育連絡協議会の会長を10年勤める。現在、文京区立柳町児童館主査。著書に「あそび、友だち、はじける生活」(大月書店)共著、他。